

弥富市農業委員会農地改良届に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弥富市内の農地において農地改良を行おうとする者に対し適正な指導を行うことにより、隣接する農地、道水路等への被害を防止し、農地の保水機能を維持し、もって農地の秩序ある利用と保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 農地改良 農地の生産力増強又は作業効率向上のために行われる埋立て・盛土、掘削等の行為で、次に掲げる全ての要件を満たしているものをいう。
 - ア 農地所有者又は耕作者の意思により行うものであること。
 - イ 耕作に適する土(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を除く。)を用いて埋立て・盛土する行為、切り下げる行為、又は土壌を掘削して環境汚染がなく作物の生育に支障のない堆肥等(肥料取締法(昭和25年法律第127号)第2条第2項に規定する特殊肥料、地方増進法(昭和59年法律第34号)第11条第1項に規定する土壌改良資材等をいう。)を投入する行為であること。
 - ウ 耕作に支障がない時期(作付けしている主作物の収穫後から次の作付けまでの間をいう。)に短期間で行うものであること。
 - エ 道路又は隣接地への搬入土砂等の流出防止のため、境界に土留めを設けること。

(届出)

第3条 農地改良を行おうとする者(農地所有者、耕作者及び工事施工業者。以下「届出者」という。)は、事業実施前に農地改良届出書(以下「届出書」という。)

2部を弥富市農業委員会(以下「農業委員会」という。)に提出するものとする。

2 届出書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 当該土地及びその周辺のわかる地図〔位置図〕

- (2) 土砂の搬入、搬出経路のわかる図面 [位置図に記入しても良い]
- (3) 造成方法及び造成後の排水方法がわかる図面 (縦横断図面) [造成計画概要図]
- (4) 土地改良区協議書
- (5) 隣地同意書
- (6) 誓約書
- (7) 土地改良区地区担当工区長 (地区理事) の同意書
- (8) その他必要に応じ、搬入土砂の土壌分析表

3 前条第2号に規定する要件を満たさない場合、又は農地以外の利用であると判断される場合は、農地法に基づく所要の手続きを行うものとする。

(受理通知)

第4条 農業委員会は、届出書の提出があった場合は、書類審査、現地調査及び関係各課との協議を行い、届出内容が適正であると認めるときは、受理した旨を速やかに届出者に農地改良届出受理済書により通知する。

2 農業委員会は、受理に当たって適正な施行管理の徹底を図るため条件を付することができる。

3 届出者は、前項の受理済書の通知を受けた後に工事に着手するものとする。

4 届出者は、届出書を提出した後で届出の内容を変更するときは、農業委員会に協議するものとする。

(監視、指導等)

第5条 農業委員会は、農地改良事業中、必要に応じて届出者との面談や現地調査を行い、施行状況の監視、指導に努めなければならない。

2 農業委員会は、届出者に指導・助言することができる。この場合において、届出者は農業委員会の指導等に従うものとする。

(埋立ての高さ)

第6条 農地改良をする農地の埋立ての高さは、海拔0メートル地帯という地域性を考慮して、原則として、田の場合は周囲の低い道路面より30センチメートル低い高さまで、畑の場合は周囲の低い道路面の高さまでとする。原則を外れる場合は、関係機関及び地元と別途協議するものとする。また、埋立て等により既存

の排水系統に影響を与える場合は、周辺道路や宅地等に湛水被害が生じないように、届出者が排水構造物の設置等必要な措置を講ずるものとする。

(排水対策)

第7条 農地改良をする農地には、降雨により土砂等が道路に流出しないように、届出者が必要な排水対策を行うものとし、農地改良後も適正な維持管理を行うものとする。

(看板設置)

第8条 届出者は、受理済書の通知を受けた後に、農地改良をする農地に次の事項を記載した看板を見やすい場所に設置し、農地改良事業である旨を、工事期間中、常に周知するものとする。

- (1) 農地改良事業
- (2) 工事施工者
- (3) 工事施工期間

(責任義務)

第9条 農地改良の施工により付近の農地、農作物、宅地、導水路等について損害及び被害を与えたときは、届出者が補償及び復旧の義務を負うものとする。その他農地改良に伴い発生した苦情等は、届出者が誠意を持って速やかに解決を図ることとする。

(完了報告)

第10条 届出者は、工事が完了したときには、農地改良事業完了届を速やかに農業委員会に提出するものとする。

- 2 農業委員会は、農地改良事業完了届が提出されたときは、現地踏査を実施し、農地改良の完了を確認するものとし、必要に応じて届出者の聞き取り調査を行うことができるものとする。

(施行後の利用)

第11条 届出者は、原則として工事完了後、3年以上農地として有効に利用するものとする。

(その他)

第12条 当該農地改良について、この要綱以外に他の法令の規定に基づく手続き

が必要な場合は、関係機関から許認可等を受けるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、農地改良の指導指針について（平成6年3月24日付け6農管第116号愛知県農地林務部長通知）に照らし、農業委員会がその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。